

徳島県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月 1日 公 表
令和6年3月26日 一部変更

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 法第12条の3に規定する飼養衛生管理基準や、法第3条の2に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）と併せ、国家防疫の観点から国が定めた飼養衛生管理指導等指針に即し、地域の実情に応じて本計画を定めることにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の徹底を図ることを目的とする。
- 3 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とし、国内外における家畜伝染病の発生状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合、並びに飼養衛生管理指導等指針の改正があった場合には、随時見直すこととする。
なお、改正に当たっては、協議会や生産者団体を通じて、大規模農場の意見を聴衆する等、生産者の意見を踏まえ見直すこととする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 徳島県の畜産業及び家畜衛生の現状

本県の畜産業は、古くから京阪神地域への食料供給基地としての役割を果たす一方、耕地面積は約3万haと土地基盤に恵まれないことから、狭小な土地でも経営が可能な肉用鶏の飼養が県西部、南部地域で盛んに行われており、特に本県が誇る地鶏「阿波尾鶏」は、平成10年以降、25年連続地鶏出荷羽数全国第1位を達成する等、全国有数の養鶏県である。また、肉用牛においては一戸当たりの飼養頭数は132.4頭と中国四国地域第2位であり、近年、従来の肥育経営から一貫経営へと経営転換が進んでいる。一方、TPP等、経済のグローバル化が進展する中、飼料価格の高止まり等による厳しい経営状況や、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む等、家族経営が多い本県畜産業において生産基盤の強化が必要不可欠となっている。

1 県内の家畜保健衛生所及び畜産関連施設について

家畜保健衛生所は（以下「家保」という。）は、徳島・西部の2家保があり、徳島家保は、「本所」と「阿南支所」の2庁舎、西部家保は、分庁舎方式により、吉野川庁舎、東みよし庁舎の2庁舎、合わせて4庁舎が設置されている。

主要な畜産関連事業施設として、牛の家畜市場が1カ所（全農徳島県本部上板畜産センター（上板町））、牛豚等のと畜場が4施設（眉山食品株式会社鳴門食肉センター（鳴門市）、徳島市食肉センター（徳島市）、日本ハム株式会社徳島工場（石井町）、株式会社にし阿波ビーフ食

また、県内畜産関係団体は表一のとおりであり、これらの畜産関連事業施設、関係団体を含め、市町村及び獣医師等の相互連携が重要である、そこで、積極的な情報共有を図り、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが必要となっている。



	団 体 名
1	徳島県農業協同組合中央会
2	徳島県信用農業協同組合連合会
3	全国共済農業協同組合連合会徳島県本部
4	徳島県農業信用基金協会
5	徳島県農業会議
6	全国農業協同組合連合会徳島県本部
7	公益社団法人徳島県畜産協会
8	徳島県肉用牛振興協会
9	徳島県養豚協会
10	徳島県農業共済組合
11	一般社団法人徳島県配合飼料価格安定基金協会
12	徳島県家畜商業協同組合
13	徳島県食肉事業協同組合連合会
14	徳島県養鶏販売農業協同組合
15	徳島県養鶏協会
16	徳島県家畜人工授精師会
17	公益社団法人徳島県獣医師会
18	徳島県養蜂協会
19	徳島県酪農業協同組合
20	Jミルク徳島
21	四国動物検疫協会

2 また、家畜衛生に関しては、豚及び鶏飼養農場においては飼養衛生管理基準が高いレベルで遵守されており、今後も定期的な確認・指導を行い、遵守の徹底を図る。一方、牛飼養農場では、大規模経営においては農場 HACCP や畜産 GAP の認証取得に向けた取り組みが進む一方、依然、小規模経営においては、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある（表二参照）。

・牛飼養農場にあつては、「飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」、「記録の作成及び保管」、「衛生管理区域に立ち入る者／退出する者の手指消毒等」、「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」、「衛生管理区域に立ち入る／退出する車両の消毒等」、「畜舎に立ち入る者の手指消毒等」、「畜舎の入り口における靴の交換又は消毒」及び「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」といった項目について遵守率が低く、このことから、作業従事者等への教育、衛生管理区域に立ち入った者や消毒の実施についての記録、衛生管理区域内外、また畜舎内への病原体の侵入・拡散防止対策について重点指導が必要となっている。

・豚等飼養農場にあつては、いずれの項目についても遵守率が高くなっており、今後も定期的な確認・指導を行い、遵守の徹底を維持する。

・鶏飼養農場にあつては、採卵鶏において「家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用」に関する項目について、遵守率が低い。2022/2023 シーズンにおいては過去最大の高病原性鳥インフルエンザ発生事例数となり、また、2024 年 1 月現在、4 シーズン連続の国内発生となっていることも踏まえ、上記の項目について、更なる徹底した指導が必要である。

【表二】家畜ごとの飼養衛生管理基準遵守状況
(令和4年度 家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表より)

① 牛	対象農場数		
	取用	79	うち、規模 2
取用	全体	154	うち、規模 2

	1 家畜所有者の意識			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理時の適切な体制の確保	④講習会等による家畜防疫情報の把握	⑤関係者は管理の定期的点検	⑥発生時迅速な対応した農場への対応	⑦マニュアルの作成	⑧発生時への衛生管理の周知徹底	⑨発生時への衛生管理の周知徹底
遵守農場数(取用)	79 (100.0%)	77 (97.5%)	77 (97.5%)	79 (100.0%)	96 (74.7%)	73 (62.4%)	40 (50.2%)	45 (53.2%)	07 (34.0%)
遵守農場数(肉用)	152 (93.7%)	150 (97.4%)	145 (96.1%)	151 (93.1%)	134 (87.0%)	149 (96.6%)	94 (61.0%)	94 (61.0%)	138 (89.6%)

	4 施設の作成及び整備			5 家畜の飼育に関する衛生管理の実践			6 飼養衛生管理の徹底		
	①出入り口等の設置	②消毒の徹底	③消毒の徹底	④発生時の発生・伝播の防止	⑤消毒の徹底	⑥消毒の徹底	⑦消毒の徹底	⑧消毒の徹底	⑨消毒の徹底
遵守農場数(取用)	41 (51.9%)	22 (27.8%)	74 (93.7%)	77 (97.5%)	76 (100.0%)	78 (98.7%)	71 (89.6%)	71 (89.6%)	76 (95.0%)
遵守農場数(肉用)	85 (63.2%)	48 (31.2%)	144 (100.0%)	147 (100.0%)	150 (100.0%)	146 (97.3%)	122 (76.2%)	122 (76.2%)	138 (95.0%)

	8 衛生管理区域の設置			9 衛生管理区域の設置			10 衛生管理区域の設置		
	①衛生管理区域の設置	②衛生管理区域の設置	③衛生管理区域の設置	④衛生管理区域の設置	⑤衛生管理区域の設置	⑥衛生管理区域の設置	⑦衛生管理区域の設置	⑧衛生管理区域の設置	⑨衛生管理区域の設置
遵守農場数(取用)	74 (93.7%)	61 (77.2%)	71 (89.6%)	78 (98.7%)	70 (84.9%)	70 (84.9%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	49 (32.0%)
遵守農場数(肉用)	143 (94.9%)	120 (77.5%)	143 (92.9%)	148 (96.1%)	133 (88.0%)	138 (89.6%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	94 (61.0%)

	10 衛生管理区域の設置			11 衛生管理区域の設置			12 衛生管理区域の設置		
	①衛生管理区域の設置	②衛生管理区域の設置	③衛生管理区域の設置	④衛生管理区域の設置	⑤衛生管理区域の設置	⑥衛生管理区域の設置	⑦衛生管理区域の設置	⑧衛生管理区域の設置	⑨衛生管理区域の設置
遵守農場数(取用)	47 (59.5%)	13 (16.5%)	72 (91.1%)	50 (63.3%)	26 (32.5%)	71 (89.6%)	73 (92.4%)	79 (100.0%)	87 (94.0%)
遵守農場数(肉用)	102 (68.2%)	46 (30.6%)	145 (94.2%)	104 (67.5%)	44 (28.6%)	140 (90.0%)	129 (83.1%)	154 (100.0%)	142 (92.2%)

	20 衛生管理区域の設置			21 衛生管理区域の設置			22 衛生管理区域の設置		
	①衛生管理区域の設置	②衛生管理区域の設置	③衛生管理区域の設置	④衛生管理区域の設置	⑤衛生管理区域の設置	⑥衛生管理区域の設置	⑦衛生管理区域の設置	⑧衛生管理区域の設置	⑨衛生管理区域の設置
遵守農場数(取用)	43 (54.4%)	32 (62.5%)	71 (89.6%)	76 (96.3%)	76 (96.3%)	76 (96.3%)	76 (96.3%)	76 (96.3%)	76 (96.3%)
遵守農場数(肉用)	84 (54.5%)	90 (58.4%)	145 (94.2%)	147 (95.5%)	151 (98.1%)	150 (97.4%)	125 (81.2%)	105 (68.2%)	141 (91.6%)

	23 衛生管理区域の設置			24 衛生管理区域の設置			25 衛生管理区域の設置		
	①衛生管理区域の設置	②衛生管理区域の設置	③衛生管理区域の設置	④衛生管理区域の設置	⑤衛生管理区域の設置	⑥衛生管理区域の設置	⑦衛生管理区域の設置	⑧衛生管理区域の設置	⑨衛生管理区域の設置
遵守農場数(取用)	51 (64.6%)	70 (100.0%)	45 (57.0%)	44 (55.5%)	44 (55.5%)	44 (55.5%)	44 (55.5%)	44 (55.5%)	44 (55.5%)
遵守農場数(肉用)	111 (72.1%)	152 (98.7%)	64 (54.5%)	96 (62.3%)	96 (62.3%)	96 (62.3%)	152 (98.7%)	150 (97.4%)	150 (97.4%)

	30 衛生管理区域の設置			31 衛生管理区域の設置			32 衛生管理区域の設置		
	①衛生管理区域の設置	②衛生管理区域の設置	③衛生管理区域の設置	④衛生管理区域の設置	⑤衛生管理区域の設置	⑥衛生管理区域の設置	⑦衛生管理区域の設置	⑧衛生管理区域の設置	⑨衛生管理区域の設置
遵守農場数(取用)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)

対象農場数		
全体	8	うち大規模
		0

④ 馬

1 家畜所有者の責務		2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実施				3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
① 関係法令の遵守	② 地域の関係所有者等との協力	③ 飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④ 家畜等から伝染される情報の確認	⑤ 調査等による家畜防疫情報の把握	⑥ 飼養衛生管理の定期的な点検	⑦ 馬の現状に関する記録の作成・保管	⑧ 馬場指導に関する記録の作成・保管	⑨ 家畜の指導の遵守	⑩ パマニュアルの作成 ⑪ 看板設置等の措置
遵守農場数	8 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	7 (87.5%)	7 (87.5%)	7 (87.5%)	7 (87.5%)	8 (100.0%)	3 (37.5%) 3 (37.5%) 8 (100.0%)
4 記録の作成及び保管		5 馬の導入に関する記録の作成・保管		6 馬の移動に関する記録の作成・保管		7 馬の現状に関する記録の作成・保管		8 馬場指導に関する記録の作成・保管	
① 立入りに関する記録の作成・保管	② 消毒の実施に関する記録の作成・保管	③ 立入者の海外渡航記録の作成・保管	④ 飼養者の海外渡航記録の作成・保管	⑤ 馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥ 馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦ 馬の現状に関する記録の作成・保管	⑧ 馬場指導に関する記録の作成・保管	⑨ 家畜の指導の遵守	⑩ パマニュアルの作成 ⑪ 看板設置等の措置
遵守農場数	4 (50.0%)	2 (25.0%)	6 (75.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	7 (87.5%)	7 (87.5%)	8 (100.0%)	3 (37.5%) 3 (37.5%) 8 (100.0%)
9 衛生管理区域の設定		10 衛生管理区域への立入制限		11 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		12 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		13 飲用水の給与	
① 衛生管理区域の境界の明確化	② 適切な衛生管理区域の設定	③ 出入口等の適正設置	④ 衛生管理区域への立入制限	⑤ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	⑥ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	⑦ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	⑧ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	⑨ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	⑩ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
遵守農場数	6 (75.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	6 (75.0%)	8 (100.0%)	5 (62.5%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	7 (87.5%) 7 (87.5%) 8 (100.0%)
14 馬を導入する際の健康観察等		15 飼養に立ち入る者の手指消毒等		16 飼養の入口における靴の交換又は消毒		17 飼養の足踏的な清掃・消毒等		18 飼養への必要な物品の持ち込み制限	
① 導入元の疾病発生状況の確認	② 導入家畜の隔離の実施	③ 飼養に立ち入る者の手指消毒等	④ 飼養に立ち入る者の手指消毒等	⑤ 飼養の入口における靴の交換又は消毒	⑥ 飼養の入口における靴の交換又は消毒	⑦ 飼養の足踏的な清掃・消毒等	⑧ 飼養の足踏的な清掃・消毒等	⑨ 飼養への必要な物品の持ち込み制限	⑩ 飼養への必要な物品の持ち込み制限
遵守農場数	8 (100.0%)	8 (100.0%)	5 (62.5%)	7 (87.5%)	7 (87.5%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	7 (87.5%) 7 (87.5%) 8 (100.0%)
22 飼養者全員の消毒及び消毒		23 馬の馬の健康観察		24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		25 衛生管理区域から退出する車両の消毒		26 衛生管理区域から退出する車両の消毒	
① 飼養者全員の消毒及び消毒	② 飼養者全員の消毒及び消毒	③ 馬の馬の健康観察	④ 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	⑤ 衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑥ 衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑦ 衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑧ 衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑨ 衛生管理区域から退出する車両の消毒	⑩ 衛生管理区域から退出する車両の消毒
遵守農場数	4 (50.0%)	8 (100.0%)	5 (62.5%)	4 (50.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%) 8 (100.0%) 8 (100.0%)

Ⅱ 家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

本県においては、令和2年12月及び令和3年2月に高病原性鳥インフルエンザ、令和4年7月に野生いのししで豚熱の発生が確認された。特定家畜伝染病以外の監視伝染病や生産性を阻害する疾患については、散発的に発生している。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾患の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	・ヨーネ病については、県外導入の乳用牛を中心に、散発的に発生がみられる（令和4年度：2例発生）。 ・牛伝染性リンパ腫については、発生農場・発生頭数ともに近年増加傾向にあり、特に、肉用肥育牛における若齢牛での発生が増加している。	・ヨーネ病は、県内におけるまん延は認められず、県外導入牛に対する監視体制を維持する必要がある。 ・牛伝染性リンパ腫は、サーベイランスによる浸潤状況の把握とともに、農場の飼養状況に合わせた清浄化対策の推進が必要である。 ・さらに、家畜保健衛生所による検査に基づく適切な治療や対策を行う必要がある。
豚	・令和4年度、豚繁殖・呼吸障害症候群やサルモネラ症が数例確認されたほか、と畜場の検査において豚丹毒が散発的に確認されている。 ・豚熱については、令和4年7月以降、野生いのししにおいて、県東部を中心とした複数地域で確認されている。	・野生動物の侵入防止対策として、ハード面の整備（防鳥ネット等の設置）については、県下の農場の遵守率は95.5%であるため、未遵守の農場に対し、厳格に対応を図るとともに、遵守農場にあっても、定期的な破損状況の確認及び修繕の順出について指導を強化する。さらに、消毒の徹底や適切なワクチン接種等のソフト面の対策が適切に実施されるよう、指導の強化が必要である。 ・さらに、家畜保健衛生所による検査に基づく適切な治療や対策を行う必要がある。
鶏	・高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年度シーズンに2例発生した。 ・鶏大腸菌症については、出荷間際の発生が散見されており、特に無薬飼育農場においては、クロストリジウム感染症を併発し、重篤化する事例が認められる。	・鶏舎の老朽化等が目立つため、小動物の侵入防止対策等、鶏舎内に病原体を持ち込ませない対策の徹底が必要。そのため、鶏舎の洗浄・消毒等、衛生管理の徹底による疾患発生予防対策を徹底する必要がある。 ・さらに、家畜保健衛生所による検査に基づく適切な治療や対策を行う必要がある。

3 各主体における課題

- (1) 県は、国からの情報や助言を最大限に活用し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する。
- (2) 県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して飼養衛生管理基準の遵守について啓蒙活動を行うとともに、遵守状況を把握し、遵守が不十分であると判断される場合には、指導等を実施する。また、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を維持し、疾病発生時の迅速な対応の周知に努めるとともに、効果的かつ効率的な飼養衛生管理基準の徹底を実施できる体制を整備する。
- (3) 県は、家畜の伝染性疾病の発生を想定した実践的な演習・訓練を展開することで、問題点を把握し、その解消を図るとともに、その情報を関係部局、市町村、協定締結先等に逐次共有する。
- (4) 県は、鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の発生時における、各農場ごとの防疫計画を作成し、少なくとも1年ごとに計画を精査する（この際、大規模所有者のうち、特に家畜の飼養頭羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると県知事が認める農場にあっては、当該家畜の所有者から提出された対応計画に基づき精査する）。
さらに、埋却地を確保していない農場を抽出し、当該農場で発生した場合を想定し、公有地の利用、焼却施設や国が保有する移動式レンダリング装置や移動式焼却炉の活用について事前に十分検討を行う。
- (5) 市町村及び生産者団体等は、協議会に積極的に参加する等、家畜の所有者等との関係構築に努めるとともに、国や県から提供される最新の家畜衛生に関する情報を共有し、また、県からの依頼に基づき、家畜の飼養農場に関する情報の収集について協力する。さらに、県等が主催する防疫演習・訓練に参加する等、県の取組に協力する体制を構築する。
- (6) 獣医師等は、家畜の所有者等から、飼養衛生管理基準に係る照会があった場合には、家保に照会内容を連絡するとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を参照する等、指導力の強化に取り組む。さらに、最新の家畜の伝染性疾病に関する情報収集に努め、農場立入の際に、家畜の所有者等に対し、積極的に注意喚起を実施する等、早期通報の徹底等について、指導を行うよう努める。
- (7) 獣医師等及び家畜の所有者、動物用医薬品販売業者等は、動物用医薬品に関する関係法令等の最新情報の収集に努め、適切な動物用医薬品の使用・販売について注意する。特に、抗菌剤を使用する際には、家保等による病性の把握と診断結果に基づき、薬剤感受性を把握したうえで第一次選択薬から優先的に使用することとする。
- (8) 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践する。

- ① 獣医師等の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置やその他必要な措置を講ずる。

特に、外国人技能実習生が従事している場合にあっては、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、外国人技能実習生が飼養衛生管理マニュアルの内容を理解できるよう努める。
- ② 死体の埋却に供する土地を確保するとともに、可能な限り近隣住民への事前説明を行う。

埋却地の確保が困難な場合にあっては、県等に相談し、代替方法について十分に検討を行う。
- ③ 大規模所有者のうち、特に家畜の飼養頭羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると県知事が判断した農場の家畜の所有者は、発生に備え対応計画を作成し、家保に報告するとともに、少なくとも1年ごとに計画を精査する。

なお、家きんの所有者にあっては、渡り鳥の飛来するシーズン前に計画を精査し、その結果を県に報告する。
- ④ 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立入った者の記録を実施する。
- ⑤ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒を確実に実施させる。
- ⑥ 衛生管理区域に車両で出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両消毒を実施するとともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
- ⑦ 畜舎等に入出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ⑧ 野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草、衛生管理区域敷地内の整理・整頓等必要な措置を講ずる。
- ⑨ さらに、豚等及び家きんの所有者等にあっては、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料保管庫、堆肥舎等の関連施設にも野生動物の侵入を防止するため、防護柵、防鳥ネットの設置等、適切な対策を講ずるとともに、施設に破損がないか定期的に確認し、破損が確認された場合は、すぐに修繕する。
- ⑩ 異状を呈する家畜や家きんを発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、必要な助言を求めることとし、可能な限り原因の追及を図り、今後の発生予防対策の確立に努める。
- ⑪ 国、県、獣医師、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質・乳量の低下等、生産性を阻害する疾病に対する理解の醸成を図るため、県が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、自農場従事者向けの講習会について家畜防疫員を講師に招いて、開催するよう努める。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

- (1) 飼養衛生管理基準の遵守を基本とし、県内における疾病発生状況及び個々の農場の状況に応じた適切な指導を展開する。

特に養鶏農場については、これまでの飼養衛生管理基準に定められた「作業要因」に加え、鶏舎施設の築年数や構造等の「施設要因」、ため池の有無等の「環境要因」について、県独自の「リスク評価手法」を導入し、防疫指導を実施するとともに、「リスクの高い」養鶏農家の重点的な指導を展開する。

- (2) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者等と連携し、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、さらには協働体制の構築に取組むとともに、迅速かつ的確な連絡体制の整備に努める。

特に養鶏農家に対しては、国内外の鳥インフルエンザの発生状況に「渡り鳥の飛来状況」や「野鳥糞便調査」等環境省の情報を加味した「鳥インフルエンザとくしまアラート」を設定し、早期段階で注意喚起を促し、迅速な発生予防対策の実施に繋げる。

※鳥インフルエンザとくしまアラート

区 分	飛来・発生状況	発 生 防 止 対 策 例
平 常 時	遠方諸国等	リスク評価による養鶏農家指導
ステージⅠ	(家きん) 近隣国で発生 (野 鳥) 近隣国で陽性	高リスク養鶏場の重点指導
ステージⅡ	(家きん) 国内で発生 (野 鳥) 国内で陽性	消毒命令と消石灰の配布
ステージⅢ	(家きん) 近隣県で発生 (野 鳥) 国内で複数陽性	石灰消毒の強化（2週間に1回以上）
ステージⅣ	(家きん) 近隣県で続発	石灰消毒の強化（1週間に1回以上）

- (3) 市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と相互に連携が図られるよう、情報の収集及び提供に努め、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の国内外における発生の状況及び動向等について迅速に周知し、協力体制の構築に努める。

- (4) 呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下等の生産性を阻害する疾病に対して、家畜の所有者等への理解醸成を図り、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、異状を呈する家畜を発見した際の、獣医師等への早期通報の実施について指導を行う。

- (5) 抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、動物用医薬品販売業者、獣医師、家畜の所有者等に対する抗菌剤の適正使用に関する情報を逐次共有し、理解の醸成を図るとともに、動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を強化する。
- (6) 猟友会等地域の関係者と協力し、野生いのしし等の野生動物の捕獲や、豚熱、アフリカ豚熱等の感染状況を確認するための検査を行う。さらに、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するため、関係部局と連携し、登山者等向けの注意喚起として、看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 飼養衛生管理者に対しては、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルを踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導を行う。

この際、外国人技能実習生が従事している場合には、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、外国人技能実習生が飼養衛生管理マニュアルの内容を理解できるよう指導を行う。

- (2) 指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項については、飼養衛生管理指導等指針等に基づき決定する。

なお、優先的指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項については、国内及び県内における最新の家畜伝染病の発生状況に基づき決定することとする。

したがって、養鶏農場に対しては、渡り鳥が飛来するシーズン前までに、自己点検において、飼養衛生管理基準の主要事項が徹底されるよう優先的に指導を行うこととする。具体的には、家畜衛生広報誌にて自己点検を実施するようシーズン前に周知を行うとともに、農場立入時における、家畜の所有者等から聞き取りやインテを通じた情報収集を行うこととする。さらに、自己点検で「不遵守」とした農場については、電話連絡にて、改善状況の報告を求めることとする。

また、養豚農場等に対しては、令和3年7月に兵庫県淡路市で発見された死亡野生いのししについて、検査の結果、豚熱の感染が確認されたことを踏まえ、同年8月、本県が「ワクチン接種推奨地域」に追加設定された。県内では、令和4年7月に豚熱に感染した野生いのししが確認され、本病を含め、家畜の伝染性疾病的発生予防対策として、畜舎内へのウイルスの持込みを防止するための事項について優先的に指導を展開する。

加えて、各畜種農場に対して、「令和4年度家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表」により遵守率の低かった事項について、優先的に指導等を展開する。

- (3) 毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認を行うとともに、飼養衛生管理者が法第 12 条の 4 による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。特に、飼養衛生管理マニュアルに基づいた、衛生管理が徹底されているか確認することとし、マニュアルの内容に基づいた対策が講じられていない場合にあっては、作業が確実に実施されるよう、当該マニュアルの修正について指導する。

さらに、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分であると判断された場合には、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の指導及び助言並びに勧告等を実施する。

- (4) (3) の確認は、第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項、Ⅲその他指導等の実施体制に関する事項 (1) 年間指導スケジュールに基づき行うことを基本とする。なお従前の遵守状況、指導等の経過等も考慮し、必ずしも指導等が必要ないと判断される場合にあっては、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等の農場立入時の情報提供に基づき確認を行うことも可能とする。

ただし、計画期間中、全ての農場に最低 1 回は、家畜防疫員が立入りをを行うこととする。

- (5) 市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等に対し情報提供を行う場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。なお、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等は、(4) の情報提供の際、自己点検の方法等について、国又は都道府県が作成するパンフレット等の案内、進言等について協力する。

- (6) 家畜の所有者等に対し、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人を含む従業員に対し、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底させる。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

- (1) 家畜の飼養に係る衛生管理の状況、家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向に係る情報収集については、迅速な指導等を通じて家畜の伝染性疾病の発生を予防する上で重要である。このため、法第12条の4による定期報告等による飼養衛生管理者自らの自己チェック情報を基礎情報とし、立入時における飼養衛生管理マニュアル等の内容確認等により、最新情報を蓄積し、適宜、検証・更新することとする。
- (2) 家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向に係る情報収集については、疾病発生の危険度が高まった場合の早期警告に必要不可欠であるため、その結果に応じた発生予防及びまん延防止の措置を講ずる対策が重要である。このため、毎年度国が示す対象疾病及びその方法に沿って、法第5条第1項又は第51条第1項に基づき、全国的サーベイランスを実施する。
また、こうした全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における地理的状況や監視伝染病の流行状況等を踏まえながら、地域的サーベイランスを実施する。
- (3) 全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）については、毎年知事の告示により、公表する。
- (4) (2) より実施したサーベイランスの結果については、告示その他の家畜衛生広報等により「適時・適切」に家畜の所有者等に情報を還元する。
- (5) 養鶏農家に対しては、国内外の鳥インフルエンザの発生状況に、「渡り鳥の飛来状況」や「野鳥糞便調査」等環境省の情報を加味した「鳥インフルエンザとくしまアラート」を設定し、早期段階で注意喚起し、自己点検の実施について指示する等、迅速な発生予防対策に繋げる。
- (6) 野生動物が感染源及び感染拡大の要因となる豚熱及びアフリカ豚熱については、防疫指針に基づき、関係部局や猟友会等の関係団体と連携を図りながら、平常時から死亡及び捕獲いのししのサーベイランスを徹底し、感染状況の動向を把握する。
- (7) 県内で発見された野生いのししにおいて、豚熱、アフリカ豚熱の感染が確認された場合には、速やかに、豚の所有者等を含めた関係部局・市町村・関係団体等に情報提供するとともに、豚の所有者等に対しては、飼養衛生管理の自己点検を実施するよう指示し、必要に応じて自己点検結果の回答を求める。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

(1) 牛等

(ア) 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者が、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有し、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

(イ) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の伝染性疾患予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成するよう指導等を行う。この際、外国人技能実習生が従事している場合には、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、外国人技能実習生が飼養衛生管理マニュアルの内容を理解できるよう指導を行う。さらに、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するよう指導等を行う。

(ウ) 衛生管理区域境界の明確化

衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。なお、衛生管理区域が未設定の農場に対しては、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲について全てを網羅するよう指導等を行う。

(エ) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

(オ) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

衛生管理区域に出入りする車両を消毒し、さらに、車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物等からの交差汚染を防止するための対策を講じるよう指導等を行う。

(カ) 特定症状が確認された場合の早期通報

特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家保に通報するよう指導等を行う。

(キ) 埋却等に備えた措置

法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保し、可能な限り近隣住民への事前説明を実施するよう指導等を行う。なお、埋却地の確保が困難な場合は、県等に相談する等代替方法について十分に検討を行うよう指導等を行う。

(ク) 農場分割管理の検討

家畜の所有者に対し、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討するよう指導し、その具体的内容について提案等を行う。

(2) 豚及びいのしし

(ア) 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者が、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有し、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

(イ) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理マニュアルは、外国人技能実習生が従事している場合には、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、外国人技能実習生が飼養衛生管理マニュアルの内容を理解できるよう指導を行う。さらに、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。

(ウ) 衛生管理区域境界の明確化

衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。なお、衛生管理区域が未設定の農場に対しては、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲について全てを網羅するよう指導等を行う。

(エ) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

(オ) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

衛生管理区域に出入りする車両を消毒し、さらに、車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物等からの交差汚染を防止するための対策を講じるよう指導等を行う。

(カ) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

衛生管理区域境界に設置した防護柵等の破損状況を確認し、破損がある場合は、速やかに修繕するよう指導等を行う。

(キ) 畜舎ごとの専用の衣服・靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒

畜舎に立ち入る全ての者に、畜舎ごとの専用の衣服・靴を着用させ、さらに、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等をさせるよう指導等を行う。

(ク) 畜舎外での病原体による汚染防止

畜舎間で家畜を移動させる場合は、事前に洗浄及び消毒したケージやリフト等を使用するよう指導等を行う。

(ケ) 野生動物の侵入防止のため設置したネット等の点検及び修繕

畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に設置したネット等の設備について、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合は、速やかに修繕するよう指導等を行う。

(コ) 衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒

不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導等を行う。

(サ) 特定症状が確認された場合の早期通報

特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家保に通報するよう指導等を行う。

(シ) 埋却等に備えた措置

法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保し、可能な限り近隣住民への事前説明を実施するよう指導等を行う。なお、埋却地の確保が困難な場合は、県等に相談する等代替方法について十分に検討を行うよう指導等を行う。

(ス) 農場分割管理の検討

家畜の所有者に対し、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討するよう指導し、その具体的内容について提案等を行う。

(3) 鶏等

(ア) 家きんの所有者の責務の徹底

家きんの所有者が、家きんの伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有し、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

(イ) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家きんの伝染性疾患予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成するよう指導等を行う。この際、外国人技能実習生が従事している場合には、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、外国人技能実習生が飼養衛生管理マニュアルの内容を理解できるよう指導を行う。さらに、看板の設置等必要な措置を講じ、家きんの伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。

(ウ) 衛生管理区域境界の明確化

衛生管理区域とそれ以外の区域が明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。なお、衛生管理区域が未設定の農場に対しては、家きんの飼養区域、家きんの飼養に係る物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲について全てを網羅するよう指導等を行う。

(エ) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、飼養する家きんが呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

(オ) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

衛生管理区域に出入りする車両を消毒し、さらに、車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物等からの交差汚染を防止するための対策を講じるよう指導等を行う。

(カ) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域内に立ち入る全ての者に、衛生管理区域専用の衣服及び靴を着用させるよう指導等を行う。その際、着脱前後の衣服及び靴が接触しないよう必要な交差汚染防止対策を講ずるよう指導等を行う。

(キ) 野生動物の侵入防止のため設置したネット等の点検及び修繕

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に設置したネット等の設備について、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合は、速やかに修繕するよう指導等を行う。さらに、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入防止として、必要な対策を行うよ

う指導等を行う。

(ク) 衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒

不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導等を行う。

(ケ) 特定症状が確認された場合の早期通報

通常の2倍以上の死亡やチアノーゼの等の症状等、早期通報の基準について具体的な数値や写真を用いて従業員等の関係者に周知し、認識を共有した上で、特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家保に通報するよう指導等を行う。

(コ) 埋却等に備えた措置

法第21条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保し、可能な限り近隣住民への事前説明を実施するよう指導等を行う。なお、埋却地の確保が困難な場合は、県等に相談する等代替方法について十分に検討を行うよう指導等を行う。

(サ) 農場分割管理の検討

家きんの所有者に対し、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討するよう指導し、その具体的内容について提案等を行う。

(4) 馬

(ア) 馬の所有者の責務の徹底

馬の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有し、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

(イ) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

馬の伝染性疾患予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成するよう指導等を行う。この際、外国人技能実習生が従事している場合には、イラストの多用や、コミュニケーションツールとして翻訳アプリを活用する等、外国人技能実習生が飼養衛生管理マニュアルの内容を理解できるよう指導を行う。さらに、看板の設置等必要な措置を講じ、馬の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。

(ウ) 衛生管理区域の適切な設定

馬の飼養区域、馬の飼養に係る物品の保管場所並びに馬に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲について全てを網羅するよう指導等を行う。

(エ) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該馬の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する馬が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

(オ) 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養に係る各種器具、機材の消毒等が適切に実施されるよう指導等を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛等	・ 家畜の所有者の責務の徹底 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域境界の明確化 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等に備えた措置 ・ 農場分割管理の検討	県下全域 通 年	立入指導、広報配布、研修会開催等 飼養衛生管理マニュアルに基づいた、衛生管理が徹底されているかを確認し、マニュアルの内容に基づいた対策が講じられていない場合は、作業が確実に実施されるよう、当該マニュアルの修正について指導する。
豚及びいのしし	・ 家畜の所有者の責務の徹底 ・ 飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域境界の明確化 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・ 畜舎外での病原体による汚染防止 ・ 野生動物の侵入防止のため設置したネット等の点検及び修繕 ・ 衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等に備えた措置 ・ 農場分割管理の検討	県下全域 通 年	立入指導、広報配布、研修会開催等 飼養衛生管理マニュアルに基づいた、衛生管理が徹底されているかを確認し、マニュアルの内容に基づいた対策が講じられていない場合は、作業が確実に実施されるよう、当該マニュアルの修正について指導する。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
鶏等	・家さんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域境界の明確化 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用・野生動物の侵入防止のため設置したネット等の点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 ・農場分割管理の検討	県下全域、県独自の「リスク評価手法」により、特に「リスクの高い」と評価された養鶏農家を優先 通年（特に渡り鳥の飛来するシーズン前）	立入指導、広報配布、研修会開催等 飼養衛生管理マニュアルに基づいた、衛生管理が徹底されているかを確認し、マニュアルの内容に基づいた対策が講じられていない場合は、作業が確実に実施されるよう、当該マニュアルの修正について指導する。
馬	・馬の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等	県下全域 通年	立入指導、広報配布、研修会開催等 飼養衛生管理マニュアルに基づいた、衛生管理が徹底されているかを確認し、マニュアルの内容に基づいた対策が講じられていない場合は、作業が確実に実施されるよう、当該マニュアルの修正について指導する。

2 各年度の優先事項等

(1) 令和6年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理 由	時 期
牛等	・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒	県 下 全 域	・飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、所有者、従業員、外部事業者等、農場に立入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があるため ・病原体の持込み及び持出しを防ぐため	通 年
豚及びいのしし	・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の衣服・靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒	県 下 全 域	病原体の持込み及び持出しを防ぐため	通 年
	・野生動物の侵入防止のため設置したネット等の点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒		(豚熱等の発生を予防するため、) 野生動物が隠れる場所や侵入経路をなくすため	
	・特定症状が確認された場合の早期通報の徹底 ・埋却等に備えた措置		豚熱等のまん延防止のため	
鶏等	・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	県下全域、県独自の「リスク評価手法」により、特に「リスクの高い」と評価された養鶏農家を優先	病原体の鶏舎内持込みを防止するため	通 年 (特に渡り鳥の飛来するシーズン前)
	・野生動物の侵入防止のため設置したネット等の点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒		(鳥インフルエンザ等の発生を予防するため、) 野生動物が隠れる場所や侵入経路をなくすため	
	・特定症状が確認された場合の早期通報の徹底 ・埋却等に備えた措置	県 下 全 域	鳥インフルエンザ等のまん延防止のため	

(2) 令和7年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理 由	時 期
牛等	記録の作成及び保管	県 下 全 域	口蹄疫等の伝染性疾患のまん延防止のため	通 年
豚及びいのしし	衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒	県 下 全 域	豚熱・アフリカ豚熱等の伝染性疾患の発生予防のため	通 年
鶏等			鳥インフルエンザ等の伝染性疾患の発生予防のため	

(3) 令和8年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理 由	時 期
牛等	衛生管理区域内の整理・整頓及び消毒	県 下 全 域	口蹄疫等の伝染性疾患の発生予防のため	通 年

Ⅱ I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

(1) 飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合においては、家畜防疫の基本的考え方に基づき、伝染性疾患の発生状況や地域の状況、農場の状況等を踏まえて指導を行う。

(2) 法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製処理のための準備措置について、埋却地に供することが可能な公有地、市町等有する公共焼却施設又は移動式レンダリング装置設置場所のリストアップを行う。

また、鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の発生時における、各農場ごとの防疫計画を作成し、少なくとも1年ごとに計画を精査する（この際、大規模所有者のうち、特に家畜の飼養頭羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると県知事が認める農場にあっては、当該家畜の所有者から提出された対応計画に基づき精査する）。

さらに、埋却地を確保していない農場を抽出し、当該農場で発生した場合を想定し、公有地の利用、焼却施設や国が保有する移動式レンダリング装置や移動式焼却炉の活用について事前に十分検討を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者またはその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下、自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修会の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等、自主的措置に取り組むことが重要である。
- (2) このため、国や市町村と相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守にあたり、国が開催する講習会等に積極的に参加することや他都道府県での優良事例を参考とし、これらの情報をもとに、技術的助言等を行う。
- (3) また、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、
- ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会等の開催、県が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営等地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止
- に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進するとともに、当該協議会のオブザーバーとして積極的に参加する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

法第 53 条第 4 項に基づき、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員の確保に努める。特に修学資金の活用、インターンシップの開催及びウェブ説明会の開催等により公務員獣医師を確保するとともに、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等により家畜防疫員を確保する。

2 家畜防疫員の育成

- (1) 関係都道府県及び国が組織する協議会と情報共有を図りながら、研修会等に積極的に参加できるよう予算の確保等に努める。
- (2) 公衆衛生分野の公務員獣医師に対して、家保等と連携し、家畜の扱いや採血手技等についての研修を実施する。
- (3) 畜産研究課と連携し、飼養豚等へのワクチン接種等について、技能実習を行う。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 飼養衛生管理者は、国及び都道府県から提供される最新の家畜衛生に関する情報を活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として選任されるべきものである。このため、飼養衛生管理者が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを飼養衛生管理マニュアルに基づき確認し、必要に応じて指導することができる者であることを担保する観点から、(2) から (4) までにより選任指導を行う。

- (2) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

この際、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任することが原則であるが、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質から、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準の遵守に支障がない場合には、この限りではない。

なお、大規模農場(※)にあつては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

※大規模農場

- ① 成牛(次のイ・ロに該当するもの)の場合 200 頭以上
 - イ 月齢が満 17 月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満 24 月以上のその他の牛
- ② 育成牛等(次のイ・ロに該当するもの)の場合 3,000 頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

- ③ 水牛・馬の場合 200 頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

（3）衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況（大規模農場にあっては、畜舎ごとの担当の飼養衛生管理者の選任状況）を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- ① 定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任の見直しについて指示し、改善が認められるまで、進捗状況を1週間おきに報告するよう指導を行う。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているか確認及び指導することが事実上困難と考えられると判断される場合には、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任の見直しについて指示し、改善が認められるまで、進捗状況を1週間おきに報告するよう指導を行う。
- ③ 飼養衛生管理者の変更等があった場合には、速やかに管轄の家保に報告するよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として毎年、年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- （1）海外及び国内、特に県内における家畜の伝染性疾病の発生状況・動向
- （2）飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- （3）県の指導計画の内容
- （4）その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

なお、（1）～（4）の情報は、「家畜衛生広報」の発出をもって、資料の提供として差し支えないものとする。

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 必要に応じ以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病的発生状況の調査に関する事項、飼養衛生関連に係る優良事例
- ② 家畜伝染病的発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病的感染確認時には、当該疾病的発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 飼養衛生管理者は、(1)により情報共有され、飼養衛生管理に係る緊急調査が実施するよう求められた場合には、速やかに自己点検を実施し、県からの要求に応じてその結果を回答する。

(3) 言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供については、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

畜種		令和5～8年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛等	飼養衛生管理者									自己点検			
	家畜保健衛生所	法第5条に基づく定期検査等の機会を利用した立入検査										法第51条に基づく立入検査等	
豚及びいのしし	飼養衛生管理者									自己点検			
	家畜保健衛生所	法第51条に基づく立入検査等											
鶏等	飼養衛生管理者		自己点検				自己点検						
	家畜保健衛生所	法第5条に基づく定期検査等の機会を利用した立入検査										法第51条に基づく立入検査等	
馬	飼養衛生管理者									自己点検			
	家畜保健衛生所	法第51条に基づく立入検査等											

(2) 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、四半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県内外における家畜衛生及び飼養衛生管理に係る情報共有及び課題の整理等を行い、これらの課題に対し、関係者が一体となり取組むため、協議会等の設置・活用を行う。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
中国・四国ブロック家畜衛生主任者会議	・中国及び四国各県家畜衛生主務課 ・農林水産省（動物衛生課、畜水産安全管理課、動物検疫所、中国四国農政局） ・国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構 動物衛生研究部門	一	各県持ち回り	中国四国各県における家畜衛生の向上を通じて地域の畜産振興を図るため、農林水産省及び各県の家畜衛生担当者等により、家畜衛生の課題等について情報共有・検討を行う。
徳島県徳島地域家畜衛生推進協議会	・県東部 ・東部農林水産局 ・徳島家保管轄地域（徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町） ・（公社）徳島県畜産協会	令和2年	徳島家畜保健衛生所	国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、国又は県による飼養衛生管理に係る情報提供及び注意喚起又は指導に関する事項、地域の伝染性疾病の発生状況の調査等に関する事項等
徳島県南部地域家畜衛生推進協議会	・県南部 ・南部総合県民局 ・徳島家畜保健衛生所阿南支所管轄地域（阿南市、那賀町、美波町、牟	令和2年	徳島家畜保健衛生所阿南支所	国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、国又は県による飼養衛生管理に係る情報提供及び注意喚起又は指導に関する事項、地域の伝染性疾病の発生状況の調査等に関する事項等

	岐町、海陽町） ・（公社）徳島県畜産協会			
徳島県中央部地域家畜衛生推進協議会	・県中央部 ・東部農林水産局 ・西部家畜保健衛生所吉野川庁舎管轄地域（石井町、吉野川市、上板町、阿波市） ・（公社）徳島県畜産協会	令和2年	西部家畜保健衛生所吉野川庁舎	国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、国又は県による飼養衛生管理に係る情報提供及び注意喚起又は指導に関する事項、地域の伝染性疾病の発生状況の調査等に関する事項等
徳島県西部地域家畜衛生推進協議会	・県西部 ・西部総合県民局 ・西部家畜保健衛生所東みよし庁舎管轄地域（三好郡、三好市、美馬郡、美馬市） ・（公社）徳島県畜産協会	令和2年	西部家畜保健衛生所東みよし庁舎	国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、国又は県による飼養衛生管理に係る情報提供及び注意喚起又は指導に関する事項、地域の伝染性疾病の発生状況の調査等に関する事項等
徳島県高病原性鳥インフルエンザ対策連携協議会	・県 ・市町村 ・畜産関係団体 ・協定締結団体	平成16年	畜産振興課	国内外の鳥インフルエンザの発生状況、防疫対応についての連携強化、家きんの飼養農場における飼養衛生管理を主体とする発生予防対策等

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 口蹄疫、アフリカ豚熱等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、適切に対応する。
- 2 県は、口蹄疫、アフリカ豚熱等の重大な伝染性疾病が家畜において発生、又は野生動物において感染が確認された場合には、県内の家畜の所有者等に対し、電話、メール等あらゆる通信手段を活用し、速やかに情報伝達を実施するとともに、飼養衛生管理の自己点検を実施し、必要に応じて、その結果を回答するよう求める。

- 3 家畜の所有者等は、2により自己点検を実施するよう求められた場合は、速やかに自己点検を実施し、県からの求めに応じて、その結果を回答する。
なお、不適な項目があった場合には、その状況が改善されるまでの「期間（見込み）」及び「当該期間までの暫定措置の内容」も併せて報告することとし、暫定措置の内容について問題がないか、家畜防疫員に相談する。
- 4 現に近隣で疾病が発生していること、及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかどうかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第34条の2に基づき緊急勧告又は命令を行う。
- 5 また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家保の電話番号等や、通報が必要となる症状等について周知・徹底を図る。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 通常の家畜の飼養農場以外の場所（動物園、愛玩動物飼育場等）についても、計画的指導等のため、本指導計画の対象とする。
- 2 その際、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮のうえ、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について明示的に指導等を行う。
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明したうえで、連携して行う。